

平成23年第3回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成23年9月14日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 散 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	9月14日 午前10時00分		
	散 会	9月14日 現場踏査後散会		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	石 川 清 友	9	山 城 太
	3	内 間 利 三	10	玉 城 克 義
	4	久 田 浩 也	11	東恩納 寛 政
	5	與那嶺 篤 哉		
	6	座間味 邦 昭		
	7	山 内 聰		
欠席（不応招）議員				
会 議 録 署 名 議 員	7	山 内 聰	8	與那嶺 好 和
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た も の	事 務 局 長	上 間 悟	書 記	島 袋 美 咲
	局 長 補 佐	小那覇 安 啓		
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	與那嶺 幸 人	住 民 課 長	與那嶺 敏 秋
	副 村 長	大 嶺 英 恭	福 祉 保 健 課 長	島 袋 輝 也
	総 務 課 長	山 城 徳 男		
	教 育 長	謝 花 弘		
	学 校 教 育 課 長	島 袋 隆 則		
	社 会 教 育 課 長	上 間 恒 章		
	建 設 課 長	金 城 正 明		
経 済 課 長	小那覇 安 隆			

## 平成23年第3回今帰仁村議会定例会

議事日程第1号

平成23年9月14日（水曜日）

1. 開 議 午前10時
2. 付議事件及び順序

日 程 番 号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長の行政報告	
5	議案第32号	今帰仁村営火葬場の維持管理及び建設に関する基金条例の制定について	説 明
6	議案第33号	今帰仁村税条例の一部を改正する条例について	説 明
7	議案第34号	今帰仁村災害弔慰金の支給等に関する条例を廃止する条例について	説 明
8	議案第35号	北部広域市町村圏事務組合規約の変更について	説 明
9	議案第36号	今帰仁村の公平委員会の事務の委託に関する規約を定める協議について	説 明
10	議案第37号	平成23年度今帰仁村一般会計第3回補正予算について	説 明
11	議案第38号	平成23年度今帰仁村国民健康保険特別会計第2回補正予算について	説 明
12	議案第39号	平成23年度今帰仁村水道事業特別会計第2回補正予算について	説 明
13	議案第40号	平成23年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について	説 明
14	認定第1号	平成22年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について	説 明
15	認定第2号	平成22年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	説 明
16	認定第3号	平成22年度今帰仁村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	説 明
17	認定第4号	平成22年度今帰仁村水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	説 明
18	認定第5号	平成22年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	説 明
19	報告第3号	平成22年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について	報 告

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
20	報告第4号	平成22年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告に ついて	報 告
21		現場踏査	

○ **議長 久田浩也君** ただいまの出席議員は11名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成23年第3回今帰仁村議会定例会を開会いたします。 (開会時刻 午前10時00分)

本日の会議を開きます。

日程第1.「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、7番 山内 聡議員及び8番 與那嶺好和議員を指名いたします。

日程第2.「会期の決定の件」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月22日までの9日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ **議長 久田浩也君** 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日から9月22日までの9日間に決定いたしました。

日程第3.「議長諸般の報告」を行います。

諸般の報告。1. 地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査報告書が、お手元に配付されています。朗読は省略いたします。

2. 本定例会に受理した、請願(陳情)は、会議規則第91条及び第92条の規定によってお手元に配付の請願(陳情)・意見書・決議文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしましたので報告いたします。

3. 6月5日 第58回今帰仁ハーリー大会が開催されました。

4. 6月21日 平成23年度村文化協会第13回定例総会が開催されました。

5. 6月23日 平成23年度沖縄全戦没者追悼式が開催されました。

6. 6月30日～7月1日 平成23年度奄美・やんばる広域圏交流推進協議会が開催されました。

7. 7月7日 平成23年度北部市町村議会議員・事務局職員研修会及びスポーツレク大会が開催されました。

8. 7月8日 第2回村総合まつり実行委員会が開催されました。

9. 7月11日 県産品優先使用の要請行動が開催されました。

10. 7月12日 神奈川県葉山町議会尚政会視察研修が開催されました。

11. 7月22日 旧湧川小中学校開発事業起工式が開催されました。

12. 8月9日～10日 北部市町村議会議長会第2回定例理事会総会が開催されました。

13. 8月19日 第2回乙羽会夏まつりが開催されました。

14. 8月26日 平成22年度決算審査講評が開催されました。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4.「村長の行政報告」を行います。これを許します。村長。

○ **村長 與那嶺幸人君** 村長行政報告を行います。

6月 3日 第35回沖縄地区史跡整備市町村協議会大会が開催されました。

- 5日 海神祭が開催されました。
- 8日 学力向上推進大会が開催しました。
- 13日 マンゴー拠点産地認定交付式が沖縄県農林水産部で開催されました。
- 18日 花卉園芸協同組合今帰仁支部打上げ式が開催されました。  
やんばる駅伝伊是名島大会が開催されました。
- 21日 村文化協会総会が開催されました。
- 22日 村老人クラブ連合会総会が開催されました。
- 23日 沖縄県全戦没者追悼式に参列しました。
- 29日 村租税教育推進協議会を開催しました。
- 30日～1日 奄美・やんばる広域圏交流推進協議会（与論町）が開催されました。
- 7月 2日 JA年金友の会総会が開催されました。
- 3日 今帰仁中学校運動会が行われました。
- 4日～8日 地域教育懇談会が開催されました。
- 8日 総合まつり第2回実行委員会を開催しました。
- 11日～21日 夏の交通安全運動を実施しました。
- 12日 北部市町村会総会が開催されました。
- 13日～15日 沖縄県町村長視察研修会に参加しました。（竹富・与那国）
- 20日 村民の浜のビーチ開きを行いました。  
天底区行政懇談会を開催しました。
- 22日 旧湧川小中学校跡利用事業の起工式が挙行されました。  
渡喜仁区行政懇談会を開催しました。
- 27日 沖縄県消防指令施設運営協議会設立総会が開催されました。
- 30日 「北山の風」の公演が行われました。
- 8月1日～4日 沖縄県町村長視察研修会に参加しました。（東日本大震災被災地）
- 11日 一括交付金事業について県との意見交換会に参加しました。
- 16日 沖縄県消防広域化推進協議会が開催されました。  
津波対策避難訓練開催に向け、参加団体代表者会議を開催しました。
- 17日 北部振興会総会が開催されました。
- 18日 古宇利ふれあい広場運営協議会を開催しました。
- 22日 運天区行政懇談会を開催しました。
- 24日 村畜産共進会を開催しました。  
仲尾次区行政懇談会を開催しました。
- 30日 「新たな計画の基本的考え方（案）に関する意見交換会」に参加しました。
- 30日・31日 城跡保存管理計画策定委員会・城跡調査研究整備委員会を開催しました。

以上で行政報告を終わります。

○ 議長 久田浩也君 これで行政報告は終わりました。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。

(休憩時刻 午前10時10分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。

(再開時刻 午前10時15分)

村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 村長行政報告です、7月21日ということで、旧湧川小中学校跡地利用事業の起工式と申しあげましたけど、22日の間違いでありますので訂正をお願いしたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。

(休憩時刻 午前10時15分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。

(再開時刻 午前10時15分)

これで行政報告は終わりました。

日程第5.「議案第32号 今帰仁村営火葬場の維持管理及び建設に関する基金条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君

議案第32号

#### 今帰仁村営火葬場の維持管理及び建設に関する基金条例の制定について

上記議案について、別紙のとおり制定したく議会の議決を求めます。

平成23年9月14日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

#### 提案理由

この条例を制定することにより、火葬場の維持管理及び建設にも基金の積立て及び処分が出来るようにするため、この条例を提出します。

#### 今帰仁村営火葬場の維持管理及び建設に関する基金条例

##### (設置)

第1条 火葬場の維持管理及び建設資金に充てるため、今帰仁村営火葬場の維持管理及び建設に関する基金(以下「基金」という。)を設置する。

##### (積立)

第2条 基金を積み立てる金額は、毎会計年度の一般会計予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(基金から生ずる収入)

第4条 基金から生ずる収入は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用等)

第5条 村長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する目的を達成する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。(休憩時刻 午前10時18分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。(再開時刻 午前10時18分)

日程第6.「議案第33号 今帰仁村税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君

議案第33号

今帰仁村税条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したく議会の議決を求めます。

平成23年9月14日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

地方税等の一部を改正する法律（平成23年法律第83号）が平成23年6月30日に公布、施行されたことに伴い、今帰仁村税条例（昭和47年条例第22号）を改正する必要性が生じたため、この条例を提出します。

## 今帰仁村税条例の一部を改正する条例

(今帰仁村税条例の一部改正)

第1条 今帰仁村税条例(昭和47年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第26条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第34条の7を次のように改める。

(寄附金税額控除)

第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第347条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

1 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、別表第1に掲げるもの

イ 所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金

ロ 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

ハ 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

ニ 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

ホ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

ヘ 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

ト 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

チ 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

リ 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭

ヌ 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び次号に掲げる寄附金を除く。)



2 別表第2に掲げる特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項に定めるところにより計算した金額とする。

第36条の2第1項中「第34条の7」を「第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する仮認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。及び第2項）」に改め、同条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 第23条第1項第1号の者は、第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金に係る部分に限る。）の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合においては、3月15日までに、施行規則第5号の5の3様式による申告書を、村長に提出しなければならない。

第36条の3第2項中「各号に掲げる」を「に規定する」に改める。

第36条の4第1項中「納税義務者のうち」を「納税義務者が」に、「同条第7項若しくは第8項」を「同条第8項若しくは第9項」に、「3万円」を「10万円」に改める。

第53条の10第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第61条第9項及び第10項中「第349条の3第11項」を「第349条の3第12項」に改める。

第65条第1項、第75条第1項及び第88条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第100条の次に次の1条を加える。

（たばこ税に係る不申告に関する過料）

第100条の2 たばこ税の申告納税者が正当な事由がなく第98条第1項又は第2項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、村長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の月から10日以内とする。

第105条の次に次の1条を加える。

（鉦産税に係る不申告に関する過料）

第105条の2 鉦産税の納税者が正当な事由がなく前条の規定による申告書を同条に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、村長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第107条第1項及び第133条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第139条の2を第139条の3とし、第139条の次に次の1条を加える。

(特別土地保有税に係る不申告に関する過料)

第139条の2 特別土地保有税の納税義務者が正当な事由がなく前条第1項の規定による申告書を同項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、村長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

附則第7条の4を次のように改める。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける村民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項又は附則第20条の2第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項に定めるところにより計算した金額とする。

附則第8条第1項中「平成24年度」を「平成27年度」に、「所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が2千頭以内である場合に限る。）」を「法附則第6条第4項に規定する場合」に、「送達されるとき」を「送達される時」に、「その肉用牛」を「肉用牛」に、「同法」を「租税特別措置法」に改め、「（前年の第33条第1項に規定する総所得金額に係る村民税の所得割の額から、当該事業所得がないものとして計算した場合における同項の総所得金額に係る村民税の所得割の額を控除した額とする。）」を削り、同条第2項中「所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2千頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合（その売却した肉用牛がすべて免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）」を「法附則第6条第5項に規定する場合」に、「その肉用牛」を「肉用牛」に、「同法」を「租税特別措置法」に、「次に掲げる金額」を「法附則第6条第5項各号に掲げる金額」に改め、同項各号を削る。

附則第10条の2第4項中「第31条の規定による認定」を「第7条第1項の登録」に改める。

附則第16条の3第3項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項前段」を「、第34条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による村民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第16条の4第3項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段」を「、第34条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による村民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第17条第3項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段」を「、第34条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による村民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第18条第5項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段」を「、第34条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による村民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第19条第2項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段」を「、第34条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による村民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第20条の2第2項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段」を「、第34条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による村民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第20条の4第2項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段」を「、第34条の7第1項前項」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第1項の規定による村民税の所得割の額の合計額」と」を削り、同条第5項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段」を「、第34条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第3項の規定による村民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

別表を次のように改める。

別表第1（第34条の7第1項第1号関係）

寄附金の区分	控除対象寄附金
第34条の7第1項第1号イに掲げる金額	
第34条の7第1項第1号ロに掲げる金額	
第34条の7第1項第1号ハに掲げる金額	
第34条の7第1項第1号ニに掲げる金額	
第34条の7第1項第1号ホに掲げる金額	
第34条の7第1項第1号ヘに掲げる金額	
第34条の7第1項第1号トに掲げる金額	社会福祉法人今帰仁村社会福祉協議会に対する寄附金 社会福祉法人乙羽会に対する寄附金
第34条の7第1項第1号チに掲げる金額	
第34条の7第1項第1号リに掲げる金額	
第34条の7第1項第1号ヌに掲げる金額	

別表第2（第34条の7第1項第2号関係）

法人名	法人名主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人 ナスク	今帰仁村字仲宗根851-1
特定非営利活動法人 ハイビスカス	今帰仁村字今泊3944
特定非営利活動法人 愛の樹	今帰仁村字今泊479
特定非営利活動法人 なきじんふるさとネットワーク	今帰仁村字仲宗根99-3

（今帰仁村税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 今帰仁村税条例の一部を改正する条例（平成20年条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第6項中「新条例第34条の7」を「今帰仁村税条例の一部を改正する条例（平成23年条例第 号）による改正後の条例第34条の7」に改め、「同条第1項第12号中「第41条の18の3に規定する認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業」を「同条第1項第1号ヌ中「特定非営利活動に関する寄附金」に、「第41条の18の3に規定する認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業」を「特定非営利活動に関する寄附金」に改め、「規定する事業」の下に「に関連する寄附金」を加え、同条第10項、第17項及び第22項中「平成23年12月31日」を「平成25年12月31日」に改める。

第3条 今帰仁村税条例の一部を改正する条例（平成22年条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第4号中「平成25年1月1日」を「平成27年1月1日」に改める。

附則第2条第6項中「平成25年度」を「平成27年度」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行し、改正後の今帰仁村税条例の規定は、平成23年6月30日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 1 第1条今帰仁村税条例第26条第1項の改正規定、同条例第36条の4第1項の改正規定（「3万円」を「10万円」に改める部分に限る。）、同条例第53条の10第1項、第65条第1項、第75条第1項及び第88条第1項の改正規定、同条例第100条の次に1条を加える改正規定、同条例第105条の次に1条を加える改正規定、同条例第107条第1項及び第133条第1項の改正規定、同条例第139条の2を第139条の3とし、第139条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第151条第1項の改正規定並びに附則第5条の規定公布の日から起算して2月を経過した日
- 2 第1条中今帰仁村税条例第36条の2の改正規定及び同条例第36条の4第1項の改正規定（「同条第7項若しくは第8項」を「同条第8項若しくは第9項」に改める部分に限る。）並びに次条第3項及び第4項の規定平成24年1月1日
- 3 第1条中今帰仁村税条例附則第8条の改正規定及び次条第5項の規定平成25年1月1日
- 4 第1条中今帰仁村税条例附則10条の2第4項の改正規定 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成23年法律第32号）の施行の日

（村民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の今帰仁村税条例（以下「新条例」という。）第34条の7の規定は、村民税の所得割の納税義務者が平成23年1月1日以後に支出する地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金並びに新条例第34条の7第1項各号に掲げる寄附金又は金銭について適用する。

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成23年12月31日までの間における新条例第34条の7の規定の適用については、同条第1項第1号又中「第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金」とあるのは、「第41条の18の3に規定する認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金」とする。
- 3 新条例第36条の2の規定は、平成24年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、平成23年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。
- 4 平成24年1月1日から同年3月31日までの間における新条例第36条の2の規定の適用については、同条第1項中「特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する仮認定特定非営利活動法人」とあるのは、「租税特別措置法第66条の11の2第3項に規定する認定特定非営利活動法人」とする。

5 新条例附則第8条の規定は、平成25年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、第1条の規定による改正前の今帰仁村税条例（以下「旧条例」という。）附則第8条第1項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成24年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成23年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成22年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10の2第4項の規定は、附則第1条第4号に定める日以後に新築される同項に規定する貸家住宅に対して課すべき平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用し、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の施行の日から同号に定める日の前日までの間に新築された同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第15条の8第4項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅である貸家住宅については、なお従前の例による。

（今帰仁村税条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置）

第4条 施行日から平成23年12月31日までの間における改正後の今帰仁村税条例の一部を改正する条例（平成20年条例第13号）附則第2条第6項中「今帰仁村税条例の一部を改正する条例（平成23年条例第 号）による改正後の条例第34条の7」とあるのは「新条例第34条の7」と、「特定非営利活動に関する寄附金」とあるのは「第41条の18の3に規定する認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業と、「に規定する事業に関連する寄附金」とあるのは「に規定する事業」とする。

（罰則に関する経過措置）

第5条 この条例（附則第1条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる村税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧条例の規定に係る村税に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

主要内容については住民課長が説明をいたします。

○ 議長 久田浩也君 住民課長。

○ 住民課長 与那嶺敏秋君 今回の改正は地方税法の法律改正が行われたことに伴い、村税条例の改正が必要となり行うものです。主な改正事項として、皆さんにお配りした改め文と、それと新旧対照表がありますけれども、その中の主な改正事項を説明したいと思います。

まず村税に係る各種不申告に関する過料の上限額を改正する。3万円以下から10万円以下ということに引き上げています。

次にたばこ税、鉱産税及び特別土地保有税に係る不申告に関する過料を新たに規定しています。

次に第34条の7を全文改正し、さらに特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として条例で定めることができるものを加え、寄附金税額控除の適用下限額を5,000円から2,000円に引き下げています。

次に肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例について、免税対象を2,000頭から1,500頭に改めるとともに、適用期限を平成27年度、現行は平成24年度までですけれども、延長するというふうにしております。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時21分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時21分)

住民課長。

○ 住民課長 与那嶺敏秋君 まず新旧対照表の1ページ目。第26条で村税に係る各種不申告に関する過料の上限額を改正する。ここでは、まずその1つの村民税の納税管理人に係る不申告に関する過料の変更を述べています。あと中のほうで各種村税に係る不申告が固定資産税なり、軽自動車税なり出てきますけれども、例えば8ページ、75条 固定資産税に係る不申告に関する過料。続きまして第88条 軽自動車税に関する不申告等に関する過料。第100条の2 たばこ税に係る不申告に関する過料。第107条 鉱産税の納税管理人に係る不申告に関する過料。9ページです。続きまして第133条 特別土地保有税の納税管理人に係る不申告に関する過料。そういった上限額を改正並びに新規に規定しています。

それと3番目に挙げました34条の7を全文改正しというのは、1ページ目に出てきます。ここで特定非営利活動法人に対する寄附金控除ですね。そういったものの5,000円から2,000円に引き下げるということで出てきます。

それと肉用牛の件ですけれども、11ページです。11ページの第8条、附則の第8条。肉用牛の売却による事業所得に係る村民税の課税の特例。ここで免税対象を2,000頭から1,500頭に改めるとともに、適用期限を平成27年度、現行平成24年度までということを経延長するということを規定しています。

主な改正点は以上のとおりです。

○ 議長 久田浩也君 日程第7。「議案第34号 今帰仁村災害弔慰金の支給等に関する条例を廃止する条例について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君

議案第34号

今帰仁村災害弔慰金の支給等に関する条例を廃止する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したく議会の議決を求めます。

平成23年9月14日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

「沖縄県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、沖縄県市町村総合組合で

共同処理することにより、今帰仁村災害弔慰金の支給等に関する条例を廃止するため、この条例を提出します。

#### 今帰仁村災害弔慰金の支給等に関する条例を廃止する条例

今帰仁村災害弔慰金の支給等に関する条例を廃止する条例（昭和53年条例第2号）は、廃止する。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○ 議長 久田浩也君 日程第8、「議案第35号 北部広域市町村圏事務組合理約の変更について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君

議案第35号

#### 北部広域市町村圏事務組合理約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条の規定により、北部広域市町村圏事務組合理約を別紙のとおり変更する。

平成23年9月14日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

#### 提案理由

名護市宇茂佐地区の住所表示変更の実施に伴い北部広域市町村圏事務組合理約第4条の事務所の位置について、変更する必要がある、同組合理約第4条について変更をするため、地方自治法第290条の規定に基づき、この議案を提出します。

#### 北部広域市町村圏事務組合理約の一部を変更する規約

北部広域市町村圏事務組合理約（平成4年県指令総第731号）の一部を次のように変更する。

第4条中「名護市宇宇茂佐」を「名護市宇茂佐の森」に改める。



(事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、名護市宇茂佐の森に置く。

附 則

この規約は、組合を規約する市町村の協議の整った日から施行する。

北部広域市町村圏事務組合格約の一部を変更する規約の新旧対照表

下線箇所は、改正箇所

改正案	現行
第1章 総則  (事務所の位置) 第4条 組合の事務所は、 <u>名護市宇茂佐の森</u> に置く。	第1章 総則  (事務所の位置) 第4条 組合の事務所は、 <u>名護市宇宇茂佐</u> に置く。

○ 議長 久田浩也君 日程第9.「議案第36号 今帰仁村の公平委員会の事務の委託に関する規約を定める協議について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君

議案第36号

今帰仁村の公平委員会の事務の委託に関する規約を定める協議について

今帰仁村の公平委員会の事務の委託に関する次の規約を定める協議をすることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定により議会の議決を求めます。

平成23年9月14日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

今帰仁村の公平委員会の事務の委託を行うことについて、沖縄県と協議するには、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定により議会の議決を必要とするため、この議

案を提出します。

## 今帰仁村と沖縄県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、今帰仁村（以下「甲」という。）は、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を沖縄県（以下「乙」という。）に委託する。

(管理及び執行の方法)

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、乙の条例、規則及び人事委員会規則その他の規程の定めるところによる。

(経費)

第3条 委託事務を処理する場合においては要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第4条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

### 附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

○ 議長 久田浩也君 日程第10.「議案第37号 平成23年度今帰仁村一般会計第3回補正予算について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君

議案第37号

### 平成23年度今帰仁村一般会計第3回補正予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成23年9月14日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

平成23年度今帰仁村一般会計補正予算

平成23年度今帰仁村一般会計補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ260,609千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,384,454千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成23年9月14日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方特例交付金		10,321	△174	10,147
	1 地方特例交付金	10,320	△174	10,146
15 国庫支出金		358,451	8,000	366,451
	1 国庫負担金	219,570	8,000	227,570
16 県支出金		429,511	27,815	457,326
	2 県補助金	275,938	27,815	303,753
18 寄附金		4,561	1,550	6,111
	1 寄附金	4,561	1,550	6,111
19 繰入金		180,694	6,900	187,594
	1 繰入金	180,694	6,900	187,594
20 繰越金		10,000	176,346	186,346
	1 繰越金	10,000	176,346	186,346
21 諸収入		163,473	1,972	165,445
	4 雑入	162,603	1,972	164,575
22 村債		169,400	38,200	207,600
	1 村債	169,400	38,200	207,600
歳入合計		4,123,845	260,609	4,384,454

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		90,082	310	90,392
	1 議 会 費	90,082	310	90,392
2 総 務 費		573,036	143,921	716,957
	1 総 務 管 理 費	459,724	142,913	602,637
	2 徴 税 費	72,103	993	73,096
	3 戸 籍 住 民 登 録 費	25,673	15	25,688
3 民 生 費		1,213,478	28,579	1,242,057
	1 社 会 福 祉 費	741,258	19,744	761,002
	2 児 童 福 祉 費	472,220	8,835	481,055
4 衛 生 費		317,182	3,087	320,269
	1 保 健 衛 生 費	144,714	2,992	147,706
	2 清 掃 費	172,468	95	172,563
6 農 林 水 産 業 費		364,546	25,074	389,620
	1 農 業 費	333,877	23,963	357,840
	2 林 業 費	20,457	1,010	21,467
	3 水 産 業 費	10,212	101	10,313
7 商 工 費		75,920	9,235	85,155
	1 商 工 費	75,920	9,235	85,155
8 土 木 費		105,819	11,455	117,274
	1 土 木 管 理 費	12,944	169	13,113
	2 道 路 橋 梁 費	63,476	8,950	72,426
	4 港 湾 費	20,398	429	20,827
	5 住 宅 費	8,850	1,907	10,757
10 教 育 費		642,884	22,785	665,669
	1 教 育 総 務 費	77,477	1,371	78,818
	2 小 学 校 費	68,932	4,233	73,165
	3 中 学 校 費	23,138	3,799	26,937
	4 幼 稚 園 費	32,563	1,817	34,380
	5 社 会 教 育 費	298,150	4,325	302,475
	6 保 健 体 育 費	142,654	7,240	149,894

款	項	補正前の額	補正額	計
11 災害復旧費		3	16,163	16,166
	1 農林水産施設 災害復旧費	2	8,800	8,802
	2 土木施設災害復旧費	1	7,363	7,364
歳出合計		4,123,845	260,609	4,384,454

第2表 地 方 債 補 正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
村づくり交付金（西部地区）	千円 10,100	証書借入	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金について、 利率の見直 しを行った 後においては 当該見直し 後の利率)	政府資金に ついては、 その融資条 件により、 銀行その他 の場合では その債権者 と協定する ものによる。 ただし、村 財政の都合 により据置 期間及び償 還期限を短 縮し、又は 繰上償還も しくは、低 利に借換え することが できる。	千円 10,100	証書借入	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金について、 利率の見直 しを行った 後においては 当該見直し 後の利率)	政府資金に ついては、 その融資条 件により、 銀行その他 の場合では その債権者 と協定する ものによる。 ただし、村 財政の都合 により据置 期間及び償 還期限を短 縮し、又は 繰上償還も しくは、低 利に借換え することが できる。
村づくり交付金（中部地区）	7,600	〃			7,600	〃		
村づくり交付金（東部地区）	6,700	〃			6,700	〃		
臨時財政対策債	145,000	〃			180,000	〃		
林道災害復旧	0	〃			3,200	〃		
合 計	千円 169,400							

次は8ページをお願いします。1目地方特例交付金の17万4,000円の減の主な要因は、2節の児童手当特例交付金の減であります。

次、9ページをお願いします。3目災害復旧費国庫負担金の800万円の増の主な要因は1節と2節の災害復旧費の増であります。

次、10ページをお願いします。2目民生費県補助金の612万4,000円の増は、1節の増であります。4目農林水産業費県補助金の1,337万2,000円の増は、農業費補助金の増であります。5目の商工費県補助金の831万9,000円の増は、これも補助金の増でございます。

次、11ページをお願いします。1目一般寄附金の155万円の増は、右に書いてあるとおり寄附金の増でございます。

次、12ページの繰入金の690万円の増は、右の説明に書いてある財産購入基金、そしてふるさと安らぎのむらづくり応援基金、これの増であります。

次、13ページをお願いします。1目繰越金の1億7,634万6,000円の増は、繰越金の増であります。

次、14ページ。4目の雑入197万2,000円の増の主な要因は、大体真ん中に書かれているとおり、福祉保健費の68万8,036円の増と、下のほうの後期高齢者医療制度長寿の45万8,000円。これの増が主な要因であります。

次、15ページをお願いします。6目災害債の320万円の増は災害債の増であります。それから7目のその他債3,500万円は1節の増であります。

次、16ページの歳出をお願いします。3目議会費の31万円の増は賃金と備品購入費の増であります。

次、17ページをお願いします。1目一般管理費の269万1,000円の増の主なものは3節の職員手当等、15節の工事請負費、そして19節の負担金。これの増が主な要因であります。

次の18ページ、4目財産管理費の1億3,654万7,000円の増は、財政調整基金、積立金の増。主に財政調整基金の増であります。5目の企画費の342万4,000円の増は14節の使用料、これの増が主な要因であります。

次、19ページ。1目税務総務費の5万3,000円の増は備品購入費であります。2目賦課徴収費の94万円の増は委託料の増であります。

次、20ページ。1目の戸籍住民登録費の1万5,000円の増は節使用料の増であります。

21ページをお願いします。1目社会福祉総務費428万5,000円の増の主な要因は、13節の委託料が主な要因であります。そして次の2目老人福祉費の1,306万8,000円の増の主な要因は、次の22ページの委託料586万円の増。そして負担金461万1,000円の増が主な要因であります。4目身体障害者福祉費239万1,000円の増は13節、20節の増が主な要因であります。

次、23ページの3目保育所費の883万5,000円の増は賃金の増。これが主な要因であります。

次、25ページをお願いします。2目予防費の60万7,000円の増は、12節と13節の増であります。4目環境衛生費の238万5,000円の増は、15節工事請負費の増であります。

次に26ページの1目の清掃総務費9万5,000円の増は14節使用料であります。

次は27ページをお願いします。1目農業委員会費の17万6,000円の増は旅費の増であります。3目農業

振興費の2,239万8,000円の増は19節負担金、補助金の増であります。次、6目の農業構造改善事業費の83万3,000円の増の主な要因は、14節の使用料及び19節の補助金の増であります。次、9目の村づくり交付金55万6,000円の主な要因は、次のページの15節の工事請負費が主な要因であります。

次、29ページをお願いします。1目林業総務費の101万円の増の主な要因は13節、14節、15節これの増であります。

次の30ページの1目水産業総務費の10万1,000円の増は、11節需用費の増が主であります。

次、31ページをお願いします。1目商工総務費の831万9,000円の増は、委託料の増であります。2目の観光振興費の91万6,000円の増は、8節報償費の増であります。

次、32ページ。1目土木総務費の16万9,000円の増は需用費の増であります。

次、33ページ。2目道路維持費の870万4,000円の増の主な要因は、委託料そして工事請負費、そして17節公有財産購入費が主な要因であります。3目道路新設改良費24万6,000円は14節使用料及び賃借料の増であります。

次の34ページの1目港湾管理費の42万9,000円は委託料の増であります。

次、35ページをお願いします。1目住宅管理費の190万7,000円の増は、工事請負費の増が主な要因であります。

次、36ページの1目教育委員会費の1万円の増は使用料であります。2目事務局費の136万1,000円の増の主な要因は、11節と13節の委託料。これが主な要因であります。

続きまして38ページをお願いします。1目学校管理費の395万1,000円の増の主な要因は、11節の需用費そして15節の工事請負費の増であります。

次、39ページをお願いします。2目教育振興費の28万2,000円の増は、備品購入費の増が主な要因であります。

続きまして40ページの1目学校管理費の319万9,000円の増の主な要因は、11節の需用費、これが主な要因であります。次、2目教育振興費の60万円の増は、需用費と備品購入費でございます。

次、41ページをお願いします。1目幼稚園管理費の181万7,000円の増は賃金の増。これが主な要因であります。

42ページの2目公民館費の196万4,000円、これは工事請負費でございます。3目文化財保護費の13万2,000円、これは役務費の増であります。4目今帰仁城跡整備事業費、補正額1,000円ありますが、これは7節、8節、9節、13節の節の組み替えでございます。6目グスク交流センター等費の222万8,000円の増は、15節工事請負費の増が主な要因であります。

続きまして44ページ。1目保健体育総務費の217万7,000円の増は、需用費の増が主な要因であります。2目の学校給食費の506万3,000円は、賃金、需用費が主な要因であります。

次、46ページをお願いします。1目農林施設災害復旧費の880万円の増は工事請負費、これが主な要因であります。

次は47ページ。1目土木施設災害復旧費736万3,000円、これについては委託料、工事請負費の増であります。以上です。



○ 議長 久田浩也君 日程第11.「議案第38号 平成23年度今帰仁村国民健康保険特別会計第2回補正予算について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君

議案第38号

平成23年度今帰仁村国民健康保険特別会計第2回補正予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成23年9月14日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

平成23年度今帰仁村国民健康保険特別会計補正予算

平成23年度今帰仁村国民健康保険特別会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ55,795千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,826,583千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年9月14日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		407,056	51,989	459,045
	1 国民健康保険税	407,056	51,989	459,045
5 療養給付費交付金		28,754	3,806	32,560
	1 療養給付費交付金	28,754	3,806	32,560
歳入合計		1,770,788	55,795	1,826,583

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		47,869	73	47,942
	2 徴 税 費	12,446	73	12,519
2 保 険 給 付 費		928,877	33,940	962,817
	1 療 養 諸 費	799,461	16,921	816,382
	2 高 額 療 養 費	115,807	17,019	132,826
3 後期高齢者支援金等		194,331	295	194,626
	1 後期高齢者支援金等	194,331	295	194,626
4 前期高齢者納付金等		563	12	575
	1 前期高齢者納付金等	563	12	575
8 保 健 施 設 費		23,217	304	23,521
	2 保 健 施 設 費	11,844	304	12,148
11 諸 支 出 金		320	23,859	24,179
	1 償還金及び還付加算金	320	23,859	24,179
12 繰 上 充 用 金		165,633	△2,688	162,945
	1 繰 上 充 用 金	165,633	△2,688	162,945
歳 出 合 計		1,770,788	55,795	1,826,583

5 ページをお願いします。1 目一般被保険者国民健康保険税5,198万9,000円の増は、1 節の増であります。

次は6 ページをお願いします。1 目療養給付費交付金380万6,000円は、2 節の過年度分の増であります。

次、7 ページをお願いします。1 目賦課徴収費の7万3,000円の増は、委託料の増であります。

次、8 ページをお願いします。1 目一般被保険者療養給付費628万4,000円の増は、19 節の増でございます。2 目退職被保険者等療養給付費995万3,000円の増は、負担金の増であります。そして3 目一般被保険者療養費68万4,000円、負担金、補助及び交付金の増でございます。

次、9 ページをお願いします。1 目一般被保険者高額療養費1,338万7,000円についても負担金の増であります。2 目退職被保険者等高額療養費363万2,000円の増は、負担金、補助及び交付金の増でございます。

次、10 ページをお願いします。1 目後期高齢者支援金29万5,000円の増は、負担金の増であります。

次、11 ページをお願いします。1 目前期高齢者納付金等1万2,000円の増。これについても負担金、補助金の増でございます。

次、12 ページをお願いします。歳出、1 目の疾病予防費の30万4,000円の増は14 節の使用料、これが主な要因でございます。

次、13 ページの3 目償還金の2,385万9,000円の増は、23 節償還金、利子及び割引料の増であります。

続きまして14 ページをお願いします。1 目繰上充用金の減の268万8,000円は、22 節補償、補填及び賠償

金の減でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 日程第12.「議案第39号 平成23年度今帰仁村水道事業特別会計第2回補正予算について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君

議案第39号

平成23年度今帰仁村水道事業特別会計第2回補正予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成23年9月14日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

平成23年度今帰仁村水道事業特別会計補正予算

平成23年度今帰仁村水道事業特別会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,226千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ889,735千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年9月14日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		1	13,226	13,227
	1 繰越金	1	13,226	13,227
歳入合計		876,509	13,226	889,735

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		40,304	131	40,435
	1 総 務 管 理 費	40,304	131	40,435
2 事 業 費		772,195	13,095	785,290
	1 簡 易 水 道 費	769,295	13,095	782,390
歳 出 合 計		876,509	13,226	889,735

5 ページをお願いします。1 目繰越金の1,322万6,000円は繰越金の増でございます。

次、6 ページをお願いします。歳出、1 目総務費の13万1,000円の増は11節、14節の増であります。

次のページをお願いします。1 目簡易水道費の959万5,000円の増は賃金と需用費、工事請負費、原材料費の主な増であります。2 目浄水費の350万円の増は需用費の増であります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 日程第13.「議案第40号 平成23年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君

議案第40号

平成23年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成23年9月14日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

平成23年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計補正予算

平成23年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ556千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83,394千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年9月14日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰越金		1	475	476
	1 繰越金	1	475	476
6 諸収入		7	81	88
	2 償還金及び還付加算金	2	81	83
歳入合計		82,838	556	83,394

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 諸支出金		3	556	559
	1 償還金及び還付加算金	2	556	558
歳出合計		82,838	556	83,394

5ページをお願いします。1目繰越金47万5,000円の増は繰越金の増であります。

次、6ページをお願いします。1目8万1,000円の増は、1節保険料還付金の増であります。

7ページ。1目保険料加算金55万6,000円の増は、23節償還金、利子及び割引料の増であります。以上であります。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。(休憩時刻 午前11時00分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。(再開時刻 午前11時15分)

日程第14.「認定第1号 平成22年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君

認定第1号

平成22年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。

平成23年9月14日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

以降については、総務課長が読み上げいたします。

- 議長 久田浩也君 総務課長。
- 総務課長 山城徳男君 それでは決算書をよろしくお願ひします。  
決算書の6ページをお願ひします。

平成22年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円) △は減

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
1 村 税		476,840,000	599,384,271	524,964,269	9,486,053	64,933,949	△48,124,269
	1 村 民 税	155,455,000	194,937,470	175,300,247	1,179,453	18,457,770	△19,845,247
	2 固 定 資 産 税	246,262,000	322,030,100	271,266,921	7,976,400	42,786,779	△25,004,921
	3 軽 自 動 車 税	24,311,000	29,587,400	25,567,800	330,200	3,689,400	△1,256,800
	4 市町村たばこ税	50,810,000	52,829,301	52,829,301	0	0	△2,019,301
	5 特別土地保有税	2,000	0	0	0	0	2,000
2 地 方 譲 与 税		52,952,000	54,338,038	54,338,038	0	0	△1,386,038
	1 地方揮発油譲与税	14,510,000	15,992,000	15,992,000	0	0	△1,482,000
	2 自動車重量譲与税	38,441,000	38,346,000	38,346,000	0	0	95,000
	3 地方道路譲与税	1,000	38	38	0	0	962
3 利子割交付金		1,102,000	1,317,000	1,317,000	0	0	△215,000
	1 利子割交付金	1,102,000	1,317,000	1,317,000	0	0	△215,000
4 配当割交付金		141,000	262,000	262,000	0	0	△121,000
	1 配当割交付金	141,000	262,000	262,000	0	0	△121,000
5 株式等譲渡所得割 交 付 金		165,000	102,000	102,000	0	0	63,000
	1 株式等譲渡所得割 交 付 金	165,000	102,000	102,000	0	0	63,000
6 地方消費税交付金		62,303,000	62,303,000	62,303,000	0	0	0
	1 地方消費税交付金	62,303,000	62,303,000	62,303,000	0	0	0

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
7	ゴルフ場利用税交付金	18,785,000	21,415,389	21,415,389	0	0	△2,630,389
	1 ゴルフ場利用税交付金	18,785,000	21,415,389	21,415,389	0	0	△2,630,389
9	自動車取得税交付金	11,313,000	9,782,000	9,782,000	0	0	1,531,000
	1 自動車取得税交付金	11,313,000	9,782,000	9,782,000	0	0	1,531,000
10	地方特例交付金	13,302,000	13,301,000	13,301,000	0	0	1,000
	1 地方特例交付金	13,301,000	13,301,000	13,301,000	0	0	0
	2 特別交付金	1,000	0	0	0	0	1,000
11	地方交付税	2,237,124,000	2,307,802,000	2,307,802,000	0	0	△70,678,000
	1 地方交付税	2,237,124,000	2,307,802,000	2,307,802,000	0	0	△70,678,000
12	交通安全対策特別交付金	1,184,000	1,181,000	1,181,000	0	0	3,000
	1 交通安全対策特別交付金	1,184,000	1,181,000	1,181,000	0	0	3,000
13	分担金及び負担金	34,720,000	37,392,228	37,204,028	0	188,200	△2,484,028
	1 分担金	1,225,000	1,222,000	1,222,000	0	0	3,000
	2 負担金	33,495,000	36,170,228	35,982,028	0	188,200	△2,487,028
14	使用料及び手数料	41,645,000	45,341,584	42,877,684	0	2,463,900	△1,232,684
	1 使用料	34,345,000	37,586,441	35,122,541	0	2,463,900	△777,541
	2 手数料	7,300,000	7,755,143	7,755,143	0	0	△455,143



款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
15 国庫支出金		752,671,800	713,454,620	713,454,620	0	0	39,217,180
	1 国庫負担金	201,800,000	203,550,413	203,550,413	0	0	△1,750,413
	2 国庫補助金	545,463,800	503,456,635	503,456,635	0	0	42,007,165
	3 国庫委託金	5,408,000	6,447,572	6,447,572	0	0	△1,039,572
16 県支出金		1,273,155,000	1,271,492,571	671,928,571	0	599,564,000	601,226,429
	1 県負担金	119,384,000	119,666,886	119,666,886	0	0	△282,886
	2 県補助金	1,112,697,000	1,111,481,477	511,917,477	0	599,564,000	600,779,523
	3 県委託金	41,074,000	40,344,208	40,344,208	0	0	729,792
17 財産収入		19,963,000	21,649,930	21,606,080	0	43,850	△1,643,080
	1 財産運用収入	4,908,000	6,597,761	6,553,911	0	43,850	△1,645,911
	2 財産売払収入	15,055,000	15,052,169	15,052,169	0	0	2,831
18 寄附金		4,371,000	4,370,000	4,370,000	0	0	1,000
	1 寄附金	4,371,000	4,370,000	4,370,000	0	0	1,000
19 繰入金		141,670,000	141,670,000	141,670,000	0	0	0
	1 繰入金	141,670,000	141,670,000	141,670,000	0	0	0
20 繰越金		140,519,200	140,518,605	140,518,605	0	0	595
	1 繰越金	140,519,200	140,518,605	140,518,605	0	0	595

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
21 諸 収 入		171,444,000	178,667,985	175,036,979	0	3,631,006	△3,592,979
	1 延滞金、加算金料 及 び	3,000	861,845	861,845	0	0	△858,845
	2 預 金 利 子	500,000	157,906	157,906	0	0	342,094
	3 貸付金元利収入	1,000	0	0	0	0	1,000
	4 雑 入	170,940,000	177,648,234	174,017,228	0	3,631,006	△3,077,228
22 村 債		468,400,000	332,900,000	332,900,000	0	0	135,500,000
	1 村 債	468,400,400	332,900,000	332,900,000	0	0	135,500,000
歳 入 合 計		5,923,770,000	5,958,645,221	5,278,334,263	9,486,053	670,824,905	645,435,737

## 歳 出

(単位：円) △は減

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
1 議 会 費		74,861,000	69,551,183	0	5,309,817	5,309,817
	1 議 会 費	74,861,000	69,551,183	0	5,309,817	5,309,817
2 総 務 費		795,889,000	786,984,391	3,000,000	5,904,609	8,904,609
	1 総 務 管 理 費	657,208,000	649,293,363	3,000,000	4,914,637	7,914,637
	2 徴 税 費	80,149,000	79,759,889	0	389,111	389,111
	3 戸 籍 住 民 登 録 費	27,318,000	27,108,689	0	209,311	209,311
	4 選 挙 費	26,232,000	25,883,881	0	348,119	348,119
	5 統 計 調 査 費	3,485,000	3,472,969	0	12,031	12,031
	6 監 査 委 員 費	1,497,000	1,465,600	0	31,400	31,400
3 民 生 費		1,265,960,000	1,237,650,425	22,150,000	6,159,575	28,309,575
	1 社 会 福 祉 費	772,846,000	768,167,607	0	4,678,393	4,678,393
	2 児 童 福 祉 費	493,114,000	469,482,818	22,150,000	1,481,182	23,631,182
4 衛 生 費		303,956,000	300,716,184	0	3,239,816	3,239,816
	1 保 健 衛 生 費	138,468,000	135,375,068	0	3,092,932	3,092,932
	2 清 掃 費	165,488,000	165,341,116	0	146,884	146,884
5 労 働 費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 失 業 対 策 費	1,000	0	0	1,000	1,000

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
6 農林水産業費		1,534,684,000	794,165,947	688,000,000	52,518,053	740,518,053
	1 農業費	819,706,000	735,075,553	34,700,000	49,930,447	84,630,447
	2 林業費	706,992,000	52,455,466	653,300,000	1,236,534	654,536,534
	3 水産業費	7,986,000	6,634,928	0	1,351,072	1,351,072
7 商工費		69,982,000	65,451,731	4,000,000	530,269	4,530,269
	1 商工費	69,982,000	65,451,731	4,000,000	530,269	4,530,269
8 土木費		329,022,000	258,925,099	62,000,000	8,096,901	70,096,901
	1 土木管理費	62,240,000	59,257,197	0	2,982,803	2,982,803
	2 道路橋梁費	235,867,000	169,801,153	62,000,000	4,065,847	66,065,847
	3 河川費	196,000	170,000	0	26,000	26,000
	4 港湾費	21,154,000	20,341,464	0	812,536	812,536
	5 住宅費	9,565,000	9,355,285	0	209,715	209,715
9 消防費		178,049,000	178,049,000	0	0	0
	1 消防費	178,049,000	178,049,000	0	0	0

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
10 教育費		814,554,000	796,302,024	9,710,000	8,541,976	18,251,976
	1 教育総務費	78,048,000	76,941,488	0	1,106,512	1,106,512
	2 小学校費	83,075,000	72,769,858	7,410,000	2,895,142	10,305,142
	3 中学校費	38,521,000	36,558,592	1,450,000	512,408	1,962,408
	4 幼稚園費	36,113,000	34,359,493	750,000	1,003,507	1,753,507
	5 社会教育費	392,281,000	389,794,511	100,000	2,386,489	2,486,489
	6 保健体育費	186,516,000	185,878,082	0	637,918	637,918
11 災害復旧費		3,000	0	0	3,000	3,000
	1 農林水産施設災害 復旧費	2,000	0	0	2,000	2,000
	2 土木施設災害 復旧費	1,000	0	0	1,000	1,000
12 公債費		555,946,000	548,996,317	0	6,949,683	6,949,683
	1 公債費	555,946,000	548,996,317	0	6,949,683	6,949,683
13 諸支出金		3,000	0	0	3,000	3,000
	1 普通財産取得費	2,000	0	0	2,000	2,000
	2 災害援護資金貸付金	1,000	0	0	1,000	1,000
14 予備費		860,000	0	0	860,000	860,000
	1 予備費	860,000	0	0	860,000	860,000
歳出合計		5,923,770,000	5,036,792,301	788,860,000	98,117,699	886,977,699

歳入歳出差引残額	241,541,962 円
うち基金繰入額	0 円
又は歳入歳出差引不足額	0 円
この為翌年度繰上充用金	0 円

平成23年7月11日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

次は実質収支に関する調書、159ページをお願いいたします。

一般会計 実質収支に関する調書

区 分		金 額
1. 歳入総額		5,278,334 千円
2. 歳出総額		5,036,793 千円
3. 歳入歳出差引額		241,541 千円
4. 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0 千円
	(2) 繰越明許費繰越額	55,196 千円
	(3) 事故繰越し繰越額	0 千円
	計	55,196 千円
5. 実質収支額		186,345 千円
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による 基金繰入額		0 千円

以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 日程第15.「認定第2号 平成22年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君

認定第2号

平成22年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。

平成23年9月14日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

以降については、福祉保健課長が説明いたします。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 それでは平成22年度今帰仁村国民健康保険特別会計決算書をお出しください。2ページ、3ページをお開きお願いします。

平成22年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円) △は減

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 国民健康保険税		481,832,000	322,564,520	232,543,390	8,707,100	81,314,030	249,288,610
	1 国民健康保険税	481,832,000	322,564,520	232,543,390	8,707,100	81,314,030	249,288,610
2 一部負担金		4,000	0	0	0	0	4,000
	1 一部負担金	4,000	0	0	0	0	4,000
3 使用料及び手数料		462,000	461,700	458,900	0	2,800	3,100
	1 手数料	462,000	461,700	458,900	0	2,800	3,100
4 国庫支出金		709,369,000	747,457,576	747,457,576	0	0	△38,088,576
	1 国庫負担金	381,681,000	409,114,647	409,114,647	0	0	△27,433,647
	2 国庫補助金	327,688,000	338,342,929	338,342,929	0	0	△10,654,929
5 療養給付費交付金		48,731,000	45,777,924	45,777,924	0	0	2,953,076
	1 療養給付費交付金	48,731,000	45,777,924	45,777,924	0	0	2,953,076
6 前期高齢者交付金		63,086,000	63,085,090	63,085,090	0	0	910
	1 前期高齢者交付金	63,086,000	63,085,090	63,085,090	0	0	910
7 県支出金		88,242,000	96,211,282	96,211,282	0	0	△7,969,282
	1 県負担金	13,007,000	13,007,282	13,007,282	0	0	△282
	2 県補助金	75,235,000	83,204,000	83,204,000	0	0	△7,969,000
8 連合会支出金		2,000	0	0	0	0	2,000
	1 連合会補助金	2,000	0	0	0	0	2,000



款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
9 共同事業交付金		297,542,000	297,543,712	297,543,712	0	0	△1,712
	1 共同事業交付金	297,542,000	297,543,712	297,543,712	0	0	△1,712
10 財産収入		1,000	0	0	0	0	1,000
	1 財産収入	1,000	0	0	0	0	1,000
11 寄付金		1,000	0	0	0	0	1,000
	1 寄付金	1,000	0	0	0	0	1,000
12 繰入金		163,770,000	163,769,280	163,769,280	0	0	720
	1 他会計繰入金	163,769,000	163,769,280	163,769,280	0	0	△280
	2 基金繰入金	1,000	0	0	0	0	1,000
13 繰越金		2,000	0	0	0	0	2,000
	1 繰越金	2,000	0	0	0	0	2,000
14 諸収入		16,000	80,908	80,908	0	0	△64,908
	1 延滞金、加算金料及び超過金	5,000	18,413	18,413	0	0	△13,413
	2 預金利子	1,000	15,577	15,577	0	0	△14,577
	3 受託事業収入	1,000	0	0	0	0	1,000
	4 雑収入	9,000	46,918	46,918	0	0	△37,918
15 村債		2,000	0	0	0	0	2,000
	1 村債	1,000	0	0	0	0	1,000
	2 広域化等支援基金貸付	1,000	0	0	0	0	1,000
歳入合計		1,853,062,000	1,736,951,992	1,646,928,062	8,707,100	81,316,830	206,133,938

## 歳 出

(単位：円) △は減

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
1 総務費		43,318,000	42,287,774	0	1,030,226	1,030,226
	1 総務管理費	36,599,000	35,757,199	0	841,801	841,801
	2 徴税費	6,653,000	6,465,883	0	187,117	187,117
	3 運営協議会費	65,000	64,692	0	308	308
	4 趣旨普及費	1,000	0	0	1,000	1,000
2 保険給付費		1,016,492,000	979,969,938	0	36,522,062	36,522,062
	1 療養諸費	867,177,000	840,137,890	0	27,039,110	27,039,110
	2 高額療養費	136,106,000	128,256,798	0	7,849,202	7,849,202
	3 移送費	2,000	0	0	2,000	2,000
	4 助産諸費	12,607,000	11,255,250	0	1,351,750	1,351,750
	5 葬祭諸費	600,000	320,000	0	280,000	280,000
3 後期高齢者支援金等		167,098,000	167,095,434	0	2,566	2,566
	1 後期高齢者支援金等	167,098,000	167,095,434	0	2,566	2,566
4 前期高齢者納付金等		292,000	290,821	0	1,179	1,179
	1 前期高齢者納付金等	292,000	290,821	0	1,179	1,179
5 老人保健拠出金		3,098,000	3,096,949	0	1,051	1,051
	1 老人保健拠出金	3,098,000	3,096,949	0	1,051	1,051
6 介護納付金		91,517,000	91,516,689	0	311	311
	1 介護納付金	91,517,000	91,516,689	0	311	311

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
7	共同事業拠出金	271,262,000	271,258,520	0	3,480	3,480
	1 共同事業拠出金	271,262,000	271,258,520	0	3,480	3,480
8	保健施設費	21,000,000	20,751,403	0	248,597	248,597
	1 特定健康診査等事業費	9,515,000	9,443,824	0	71,176	71,176
	2 保健施設費	11,485,000	11,307,579	0	177,421	177,421
9	基金積立金	1,000	0	0	1,000	1,000
	1 基金積立金	1,000	0	0	1,000	1,000
10	公債費	2,000,000	1,999,041	0	959	959
	1 公債費	2,000,000	1,999,041	0	959	959
11	諸支出金	1,711,000	1,333,296	0	377,704	377,704
	1 償還金及び還付加算金	1,711,000	1,333,296	0	377,704	377,704
12	繰上充用金	230,273,000	230,272,538	0	462	462
	1 繰上充用金	230,273,000	230,272,538	0	462	462
13	予備費	5,000,000	0	0	5,000,000	5,000,000
	1 予備費	5,000,000	0	0	5,000,000	5,000,000
歳出合計		1,853,062,000	1,809,872,403	0	43,189,597	43,189,597

歳入歳出差引残額	△162,944,341 円
うち基金繰入額	0 円
又は歳入歳出差引不足額	162,944,341 円
この為翌年度繰上充用金	162,944,341 円

平成23年7月11日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

次に53ページをお開きお願いいたします。

国民健康保険特別会計 実質収支に関する調書

区 分		金 額
1. 歳入総額		1,646,928 千円
2. 歳出総額		1,809,872 千円
3. 歳入歳出差引額		△162,944 千円
4. 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0 千円
	(2) 繰越明許費繰越額	0 千円
	(3) 事故繰越し繰越額	0 千円
	計	0 千円
5. 実質収支額		△162,944 千円
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による 基金繰入額		0 千円

以上で説明を終わります。

- 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後12時00分)
- 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後12時00分)

日程第16.「認定第3号 平成22年度今帰仁村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。副村長。

- 副村長 大嶺英恭君

認定第3号

平成22年度今帰仁村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度今帰仁村老人保健特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。

平成23年9月14日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

以降については、福祉保健課長が説明いたします。

- 議長 久田浩也君 福祉保健課長。
- 福祉保健課長 島袋輝也君 それでは平成22年度老人保健特別会計歳入歳出決算書をお出してください。

2 ページ、3 ページをお開きください。

平成22年度 老人保健特別会計 歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円) △は減

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 支払基金交付金		500,000	0	0	0	0	500,000
	1 支払基金交付金	500,000	0	0	0	0	500,000
2 国庫支出金		334,000	231,574	231,574	0	0	102,426
	1 国庫負担金	334,000	231,574	231,574	0	0	102,426
3 県支出金		83,000	0	0	0	0	83,000
	1 県負担金	83,000	0	0	0	0	83,000
4 繰入金		83,000	83,000	83,000	0	0	0
	1 一般会計繰入金	83,000	83,000	83,000	0	0	0
5 繰越金		1,000	37,952	37,952	0	0	△36,952
	1 繰越金	1,000	37,952	37,952	0	0	△36,952
6 諸収入		15,000	41,043	41,043	0	0	△26,043
	1 延滞金及び加算金	2,000	0	0	0	0	2,000
	2 預金利子	1,000	815	815	0	0	185
	3 雑収入	12,000	40,228	40,228	0	0	△28,228
歳入合計		1,016,000	393,569	393,569	0	0	622,431

歳 出

(単位：円) △は減

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
1 医 療 諸 費		1,000,000	750	0	999,250	999,250
	1 医 療 諸 費	1,000,000	750	0	999,250	999,250
2 諸 支 出 金		11,000	7,506	0	3,494	3,494
	1 償 還 金	10,000	7,506	0	2,494	2,494
	2 繰 出 金	1,000	0	0	1,000	1,000
3 公 債 費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 公 債 費	1,000	0	0	1,000	1,000
4 繰 上 充 用 金		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 繰 上 充 用 金	1,000	0	0	1,000	1,000
5 予 備 費		3,000	0	0	3,000	3,000
	1 予 備 費	3,000	0	0	3,000	3,000
歳 出 合 計		1,016,000	8,256	0	1,007,744	1,007,744

歳入歳出差引残額 385,313 円  
 うち基金繰入額 0 円  
 又は歳入歳出差引不足額 0 円  
 この為翌年度繰上充用金 0 円

平成23年6月20日

今婦仁村長 與那嶺 幸 人



次に25ページをお開きください。

老人保健特別会計 実質収支に関する調書

区 分		金 額
1. 歳入総額		393 千円
2. 歳出総額		8 千円
3. 歳入歳出差引額		385 千円
4. 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0 千円
	(2) 繰越明許費繰越額	0 千円
	(3) 事故繰越し繰越額	0 千円
	計	0 千円
5. 実質収支額		385 千円
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による 基金繰入額		0 千円

以上で説明を終わります。

○ 議長 久田浩也君 日程第17.「認定第4号 平成22年度今帰仁村水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君

認定第4号

平成22年度今帰仁村水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度今帰仁村水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。

平成23年9月14日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

以降については、建設課長が説明いたします。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 平成22年度水道事業特別会計歳入歳出決算書をお願いします。2ページ、3ページをお開きください。

平成22年度 水道事業特別会計 歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円) △は減

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 事業収入		200,420,000	212,807,757	196,932,531	314,300	15,560,926	3,487,469
	1 事業収入	200,420,000	212,807,757	196,932,531	314,300	15,560,926	3,487,469
2 国庫支出金		362,000,000	362,000,000	362,000,000	0	0	0
	1 国庫補助金	362,000,000	362,000,000	362,000,000	0	0	0
3 繰入金		21,000,000	21,000,000	21,000,000	0	0	0
	1 繰入金	21,000,000	21,000,000	21,000,000	0	0	0
4 繰越金		10,291,000	10,291,967	10,291,967	0	0	△967
	1 繰越金	10,291,000	10,291,967	10,291,967	0	0	△967
5 諸収入		3,233,000	3,417,166	3,417,166	0	0	△184,166
	1 預金利子	1,000	13,238	13,238	0	0	△12,238
	2 雑収入	3,232,000	3,403,928	3,403,928	0	0	△171,928
6 村債		181,000,000	181,000,000	181,000,000	0	0	0
	1 村債	181,000,000	181,000,000	181,000,000	0	0	0
歳入合計		777,944,000	790,516,890	774,641,664	314,300	15,560,926	3,302,336

歳 出

(単位：円) △は減

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
1 総務費		37,708,000	36,971,430	0	736,570	736,570
	1 総務管理費	37,708,000	36,971,430	0	736,570	736,570
2 事業費		680,885,000	666,104,915	0	14,780,085	14,780,085
	1 簡易水道費	680,885,000	666,104,915	0	14,780,085	14,780,085
3 公債費		58,348,000	58,338,126	0	9,874	9,874
	1 公債費	58,348,000	58,338,126	0	9,874	9,874
4 災害復旧費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 簡易水道災害復旧費	1,000	0	0	1,000	1,000
5 諸支出金		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 諸支出金	1,000	0	0	1,000	1,000
6 繰上充用金		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 繰上充用金	1,000	0	0	1,000	1,000
7 予備費		1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
	1 予備費	1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
歳出合計		777,944,000	761,414,471	0	16,529,529	16,529,529

歳入歳出差引残額	13,227,193 円
うち基金繰入額	0 円
又は歳入歳出差引不足額	0 円
この為翌年度繰上充用金	0 円

平成23年7月11日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

次に27ページをお開きください。

実 質 収 支 に 関 す る 調 書

区 分		金 額
1. 歳入総額		774,641 千円
2. 歳出総額		761,414 千円
3. 歳入歳出差引額		13,227 千円
4. 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0 千円
	(2) 繰越明許費繰越額	0 千円
	(3) 事故繰越し繰越額	0 千円
	計	0 千円
5. 実質収支額		13,227 千円
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による 基金繰入額		0 千円

以上です。

○ 議長 久田浩也君 日程第18.「認定第5号 平成22年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君

認定第5号

平成22年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。

平成23年9月14日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

以降については、福祉保健課長が読み上げいたします。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 それでは平成22年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書の2ページ、3ページをお開きください。

平成22年度 後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円) △は減

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 後期高齢者医療保険料		37,984,000	38,229,841	36,606,296	0	1,623,545	1,377,704
	1 後期高齢者医療保険料	37,984,000	38,229,841	36,606,296	0	1,623,545	1,377,704
2 使用料及び手数料		71,000	29,600	29,600	0	0	41,400
	1 手 数 料	71,000	29,600	29,600	0	0	41,400
4 繰 入 金		40,822,000	40,822,000	40,822,000	0	0	0
	1 一般会計繰入金	40,822,000	40,822,000	40,822,000	0	0	0
5 繰 越 金		1,000	564,973	564,973	0	0	△563,973
	1 繰 越 金	1,000	564,973	564,973	0	0	△563,973
6 諸 収 入		35,000	31,672	31,672	0	0	3,328
	1 延滞金、加算金料及び過	2,000	0	0	0	0	2,000
	2 償還金及び還付加算金	30,000	27,853	27,853	0	0	2,147
	3 預 金 利 子	1,000	3,819	3,819	0	0	△2,819
	4 雑 入	2,000	0	0	0	0	2,000
歳 入 合 計		78,913,000	79,678,086	78,054,541	0	1,623,545	858,459

歳 出

(単位：円) △は減

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
1	総務費	121,000	62,502	0	58,498	58,498
	1 総務管理費	1,000	0	0	1,000	1,000
	2 徴収費	120,000	62,502	0	57,498	57,498
2	後期高齢者医療 広域連合納付金	78,760,000	77,487,747	0	1,272,253	1,272,253
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	78,760,000	77,487,747	0	1,272,253	1,272,253
3	諸支出金	31,000	27,853	0	3,147	3,147
	1 償還金及び還付加算金	30,000	27,853	0	2,147	2,147
	2 繰出金	1,000	0	0	1,000	1,000
4	予備費	1,000	0	0	1,000	1,000
	1 予備費	1,000	0	0	1,000	1,000
歳出合計		78,913,000	77,578,102	0	1,334,898	1,334,898

歳入歳出差引残額 476,439 円  
 うち基金繰入額 0 円  
 又は歳入歳出差引不足額 0 円  
 この為翌年度繰上充用金 0 円

平成23年7月11日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

次に25ページをお開きをお願いします。

後期高齢者医療特別会計 実質収支に関する調書

区 分		金 額
1. 歳入総額		78,054 千円
2. 歳出総額		77,578 千円
3. 歳入歳出差引額		476 千円
4. 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0 千円
	(2) 繰越明許費繰越額	0 千円
	(3) 事故繰越し繰越額	0 千円
	計	0 千円
5. 実質収支額		476 千円
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による 基金繰入額		0 千円

以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 日程第19.「報告第3号 平成22年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について」を議題といたします。

本件について提出者の報告を求めます。副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君

報告第3号

平成22年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成22年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書を議会へ提出し報告します。

平成23年9月14日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

以上です。

○ 議長 久田浩也君 日程第20.「報告第4号 平成22年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題といたします。

本件について提出者の報告を求めます。副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君



報告第4号

平成22年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

平成22年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の健全化判断比率及び同法第22条第2項の資金不足比率について、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成23年9月14日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

以上です。

○ 議長 久田浩也君 日程第21.「現場踏査」を議題とします。

お手元にお配りいたしました日程のとおり、本日は現場踏査を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって現場踏査を行うことに決定いたしました。

本日は、現場踏査終了後散会いたします。

（現場踏査後 散会）